

行政の焦点

昨年の協会報9月号にて、令和5年度の全国の精神障害請求件数は、前年度比33%増の3575件にのぼり、同様

(表) 愛知労働局 精神障害請求・認定件数 (令和7年6月末現在)

年 度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
請求件数	142	138	160	186	267	273	84
認定件数	21	32	34	34	62	68	20

に愛知労働局の件数も増加したとお伝えしたところですが、協会におかれては、昨年9月9日に緊急大会が開催され、大変多くの方が参加されたというところで、みなさまの関心の高さが窺えました。(「大事な社員の心を守る緊急大会」岡谷鋼機名古屋公会堂大ホール、無料開催、600名参加)

愛知労働局全体の請求状況は表のとおりです。令和6年度の請求件数は若干の増加でしたが、今年度に入り激増しており、昨年度を大きく上回りそうな状況となっています。精神障害は外部からのストレス(仕事によるストレスや私生活でのストレス)とそのストレスへの個人の対応力の強さとの関係で発病に至ると考えられていますので、言い換えれば、個人の対応力が弱ければ、ささいな出来事でも発病してしまうわけです。請求内容は、パワハラ、カ

スハラ、セクハラ、上司や部下とのトラブルなど対人関係を理由としたものが非常に多いです。

監督署では、精神障害の認



イラスト・伊藤香澄

精神障害の請求がまた激増しています

していたAさん(23歳)は「うつ病」と診断されました。Aさんは、現場責任者であるBさんからのパワハラが原因と訴えていました。調査した結果、Aさんは「俺の若い頃は」が口癖のBさんから、業務指導の範囲内ではありましたが厳しい指導を受けており、周囲からも認識される対立が認められました。

さらに同僚の退職をきっかけに業務量が増え、月15時間ほどだった残業時間が50時間に増加していました。

監督署では「上司とのトラブルがあった」「仕事内容、仕事の大きな変化を生じさせる出来事があった」の2つの出来事を認め、それぞれ心理

的負荷の強度は「中」と判断しましたが、2つの出来事の全体評価をした結果、業務上と労災認定しました。

Bさんは真にAさんの成長のためを思って指導していたようですが、自分の若い頃と現代との違いの認識が不足していたように感じた事案でした。

労災認定された精神障害事案が新聞等で大きく取り上げられることもあります。労災認定をきっかけに、これまで築き上げてきた会社の信用を著しく失墜させることにもなりかねませんので、労働者の心の健康を重要な課題として取り組んでいただく必要があります。

【名北協会関連講習】

<カスハラ>

- カスハラを含むハラスメント対応を弁護士に聴く(R7.9/26 能楽堂)
- カスハラ対策義務化等対応緊急無料説明会(R7.11/18中区役所ホール)

<メンタルヘルス>

- メンタルヘルスマネジメント研修(R7.11/26)

<ハラスメント>

- ハラスメント防止研修(R7.12/1・R8.2/17)
- ハラスメント相談担当者研修(R7.12/9)

